

たんきにゅうしょ  
〔宿泊〕短期入所（ショートステイ）

1. サービスの内容

介護者の疾病等により、在宅で介護することが困難となったときに、短期間、施設に入所することができます。また、介護者が休養を必要とする場合や、親元を離れた障害者（児）の生活訓練の場としても利用することができます。

2. 対象者

障害支援区分1以上で、「障害福祉サービス受給者証」（水色）の交付を受けている方

3. 障害福祉サービス受給者証の有効期限

受給者証の有効期限は2ページに記載しています（最大1年間）。期限が近づいたら更新をしないと使えなくなります。期間内であっても、制度の変更により手続きが必要なことがあります。

4. 利用のしかた（受給者証の交付を受ければ、利用時に市に申し込む必要はありません）

- ① 裏面を参考に施設を選び、本人と介護者が一度施設を見学してください。
- ② 施設の設備や方針に納得がいったら、あらかじめ契約を済ませておくとう便利です。
- ③ 利用する日が決まったら、施設に電話で予約してください。
- ④ 利用日に「障害福祉サービス受給者証」を提示し、サービスを受けます。
- ⑤ 利用が終わったら、施設に直接料金をお支払いください。

5. 支給日数

1か月に利用が可能な日数は受給者証2ページに記載しています（原則として1か月につき7日まで）。

やむを得ない事情により一時的に日数を超えて利用したい場合は、事前に市にご相談ください。  
市の承諾を得ずに日数を超えた場合は、超えた日数の費用が全額自己負担となります。  
また、その月に利用がなくても、残りの日数を翌月以降に繰り越すことはできません。

6. 日数の計算方法

入所日・退所日ともに1日として計算します。24時を超えるとさらに1日が加算されます。

（例）1泊2日を月に3回利用した場合・・・月6日と計算

1泊2日と2泊3日を月に1回ずつ利用した場合・・・月5日と計算



## 7. サービス利用料金 (サービス提供額の1割を負担)

標準金額は次のとおりですが、施設によってさらに加算される場合があります。

利用料金は、直接、施設に支払ってください。

1か月あたりの支払上限金額が設定されており、受給者証の6ページに記載しています。

利用者	障害支援区分	1日当たり利用単価
障害者 (18歳以上)	区分 6	892円
	区分 5	758円
	区分 4	626円
	区分 3	563円
	区分2・区分1	492円
	重症心身障害者(医療型)	2,609円
障害児 (18歳未満)	区分 3	758円
	区分 2	595円
	区分 1	492円
	重症心身障害児(重心)	2,609円

\* この金額以外に、食費、光熱水費、活動費、その他実費が必要です。

\* 重症心身障害者は、重度の知的障害・重度の肢体不自由が重複している者が、医療施設を利用した場合に適用します(対象者は受給者証に「重心」「医療型」と記載)。

\* 受給者証6ページに記載している「食事提供体制加算」の該当者は、施設での食費の一部が軽減されます。

\* 上記にかかわらず、市民税非課税世帯(障害者は本人及びその配偶者、障害児は保護者及びその配偶者の課税状況による)の方は、実費を除き、利用者負担は発生しません。

## 8. 施設の紹介

三木市近隣の主な施設をご紹介します。

この表の施設以外でも、指定事業者であれば利用することができます。

施設名	住所	電話番号	主な受入対象者
三木精愛園	三木市緑が丘町本町2丁目3	85-8791	知的障害者(児)
こもれび	三木市大村字北山200(大村病院内)	82-1132	精神障害者
おおぞらのいえ	神戸市西区曙町1070 (総合リハビリテーションセンター内)	078-927-2727	身体障害児
さわらび学園	神戸市西区神出町南619	078-965-2387	知的障害児
小野起生園	小野市新部町1丁目通1320	66-6121	知的・身体障害者(児)
あゆみの里	神戸市西区神出町宝勢858-1	078-965-2360	知的障害者(児)
ライフセンター神戸	神戸市西区神出町勝成16-8	078-965-3883	知的障害者
上野丘更生寮	神戸市北区淡河町東畑75	078-958-0252	知的障害者(児)
希望の郷	加西市野条町86-93	0790-48-2521	知的障害者(児)
医療福祉センターのぎく	多可町中区牧野字国木谷183-1	0795-32-3246	重症心身障害者(児)
医療福祉センターきずな	加西市若井町字猪野83-31	0790-44-2881	
国立病院機構 青野原病院	小野市南青野	66-2233	
国立病院機構 兵庫中央病院	三田市大原1314	079-563-2121	
ライフガーデン加古川	加古川市八幡町上西条1355	079-438-3317	身体障害者(児)
ナーシングピア加西	加西市国正町1402-1	0790-45-0688	

## きよたくかいじ 居宅介護（ホームヘルプサービス）

### 1. サービスの内容

日常生活に支障のある障害児・者のご家庭にホームヘルパーを派遣します。

なお、このサービスは、自分でできることはしていただき、できないことをお手伝いすることにより、その方の状況に合わせた在宅での生活を援助するものです。

ホームヘルパーは決まった曜日や時間に自宅に伺います。利用者が不在の場合はサービスができません。

#### 【身体介護】

ホームヘルパーが家庭を訪問して、必要な身体的な介護を行います。

（例）食事介助、トイレ介助、衣類の着脱、入浴介助

#### 【家事援助】

ホームヘルパーが家庭を訪問して、家事を行います。

（例）掃除、洗濯、調理、買い物、薬の受け取り

#### 【通院等介助】

病院に定期的に通院するときや、公的手続きや相談のために市役所など官公庁を訪れる場合に移動の介助を行います。

なお、原則として公共交通機関（電車、バス、タクシー）を利用しての移動となります。ヘルパーの車に同乗することはできません（一部の許可事業所を除く）。

### 2. 対象者

障害支援区分1以上で、在宅生活を維持するに当たり、ヘルパー派遣が必要であると市が認め、障害福祉サービス受給者証（水色）の交付を受けている方。

本人以外には支援できませんので、あらかじめご了解ください。

### 3. 障害福祉サービス受給者証の有効期限

受給者証の有効期限は2ページに記載しています（最大1年間）。期限が近づいたら更新をしないと利用できなくなります。なお、期間内であっても、制度の変更により手続きが必要なことがあります。

### 4. 利用のしかた

- ① 裏面を参考にヘルパー事業所を選び、説明を受けます。
- ② 事業所の方針に納得がいったら、障害福祉サービス受給者証を提示し、契約します。
- ③ 決まった時間にホームヘルプサービスを利用します。
- ④ 翌月にまとめて事業者料金を支払います。

### 5. 支給時間

1か月に利用が可能な時間は受給者証2ページに記載しています。

やむを得ない事情により規定の時間を超えて利用したい場合は、事前に市にご相談ください。  
市の承諾を得ずに時間を超えた場合は、超えた時間の費用が全額自己負担となります。  
また、その月に利用がなくても、残りの時間を翌月以降に繰り越すことはできません。

## 6. サービス利用料金 (サービス提供額の1割を負担)

標準金額は次のとおりですが、事業者によってさらに加算される場合があります。

利用料金は、直接、事業者を支払ってください。

1か月あたりの支払上限金額が設定されており、受給者証の6ページに記載しています。

サービス類型	概ね20分 ～30分	30分 ～1時間	1時間～ 1.5時間	1.5時間 ～2時間	2時間～ 2.5時間	2.5時間 ～3時間	以 降
身体介護・ 通院等介助 (身体介護有)	245円	388円	564円	644円	724円	804円	30分ごとに80円追加 (市が認めた場合利用可)
家事援助・ 通院等介助 (身体介護無)	101円	189円	264円	30分ごとに67円追加 (市が認めた場合利用可能)			

\* 早朝(6:00～8:00)と夜間(18:00～22:00)は、上記の単価に1.25倍が加算されます。

\* 深夜(22:00～6:00)は、上記の単価に1.5倍が加算されます。

\* 2人で介護を行った場合は、倍額が請求されます。

\* 家事援助については、30分以上の場合は15分単位で利用可能です。

\* 上記にかかわらず、市民税非課税世帯(障害者は本人及びその配偶者、障害児は保護者及びその配偶者の課税状況による)の方は、実費を除き、利用者負担は発生しません。

## 7. ホームヘルプサービス事業者の案内

近隣の事業者をご案内します。

この表以外でも、指定居宅介護事業者であれば、利用することができます。

事業所名	住 所	電話番号
三木市社会福祉協議会ヘルパーステーション	三木市大塚1丁目6-40	86-0888
ポリールイフケアサービス	三木市緑が丘町東1丁目1-23	85-6797
訪問介護あふい(精神障害のみ対応)	三木市大村字北山200	83-6624
ケアセンターみき	三木市緑が丘町本町1丁目257	84-2411
ニチイケアセンター志染	三木市志染町西自由が丘1丁目254	87-8785
ポイントアート	三木市志染町青山1丁目5-15	88-8812
太陽と月の家	三木市志染町広野1-142	84-1868
ケアセンターあかり	西宮市山口町下山口5丁目3-6 西宮北グレイズ 201	078-904-0168
あしたばケアサポート	西宮市山口町下山口5丁目1-11-201	078-904-4423
株式会社ケアサービスのぞみ	神戸市北区有野中町2丁目21-7	078-987-1860
ケア21押部谷	神戸市西区押部谷町福住北山628-134	078-994-8921
おかあさん	神戸市北区鈴蘭台南町2-10-6	86-8022 (転送されます)

こうどうえんご  
行動援護

## 1. サービスの内容

知的（精神）障害により行動上著しい困難がある者が危険を回避するために、外出時及び外出の前後に予防的対応、制御的対応、身体介護的対応を行いながら、本人の活動を支援します。

## 2. 対象者

一定以上の精神状態であることを市が認めた知的障害者（児）、精神障害者（障害支援区分3以上）で、障害福祉サービス受給者証（水色）の交付を受けている方。

主に、多動又は著しい自閉症の方で、突発的行動をおこしたり、特定のものに強いこだわりを示すおそれのある方が対象となります。

## 3. 障害福祉サービス受給者証の有効期限

受給者証の有効期限は2ページに記載しています（最大1年間）。期限が近づいたら更新をしないと利用できなくなります。なお、期間内であっても、制度の変更により手続きが必要なことがあります。

## 4. 利用にあたって

次の介助には利用できません。

- ・通勤、営業活動といった経済活動の介助
- ・通年かつ長期にわたる通学、通所介助
- ・ヘルパーの運転による移動（指定事業者以外は道路運送法により禁止されています）
- ・プールの水中での介助
- ・宿泊を伴う移動介助
- ・障害者（児）本人の希望によらないもの
- ・その他、社会通念上、支援が不要と思われるもの

## 5. 「行動援護」と「移動支援」の違い

他の方は、「移動支援」という別の受給者証によりガイドヘルプを決定しています。

主な違いは、次のとおりです。

- ① 「移動支援」は、市独自のガイドヘルプ事業として実施しますが、「行動援護」は障害者総合支援法に基づく全国一律のサービスとして実施します。
- ② 行動援護で派遣されるヘルパーは、障害者福祉事業に2年以上従事し、専門研修を受けた者が対応します。
- ③ 長時間になると料金がやや高めに設定されています。

## 6. 利用のしかた

- ① 裏面を参考にヘルパー事業所を選び、説明を受けます。
- ② 事業所の方針に納得がいったら、障害福祉サービス受給者証を提示し、契約します。
- ③ 行動援護（外出支援）サービスを利用します。
- ④ 翌月に事業者料金を支払います。

## 7. 支給時間（1か月に利用が可能な時間）

支給時間数は受給者証2ページに記載しています。

やむを得ない事情により規定の時間を超えて利用したい場合は、事前に市にご相談ください。

市の承諾を得ずに時間を超えた場合は、超えた時間の費用が全額自己負担となります。

また、その月に利用がなくても、残りの時間を翌月以降に繰り越すことはできません。

## 8. サービス利用料金

標準金額は次のとおりですが、事業者によってさらに加算される場合があります。

利用料金は、直接、事業者を支払ってください。

1か月あたりの支払上限金額が設定されており、受給者証の6ページに記載しています。

30分未満	30分～ 1時間	1時間～ 1.5時間	1.5時間～ 2時間	2時間～ 2.5時間	2.5時間～ 3時間	3時間～ 3.5時間	3.5時間～ 4時間
253円	401円	584円	731円	879円	1,027円	1,175円	1,323円
4時間～ 4.5時間	4.5時間～ 5時間	5時間～ 5.5時間	5.5時間～ 6時間	6時間～ 6.5時間	6.5時間～ 7時間	7時間～ 7.5時間	7.5時間 以上
1,472円	1,619円	1,767円	1,915円	2,063円	2,211円	2,360円	2,506円

\* 二人で介護を行った場合は、倍額が請求されます。

\* 上記にかかわらず、市民税非課税世帯（障害者は本人及びその配偶者、障害児は保護者及びその配偶者の課税状況による）の方は、実費を除き、利用者負担は発生しません。

## 9. 事業者の紹介

三木市内の事業者をご紹介します。

この表以外でも、指定居宅介護事業者であれば、利用することができます。

事業所名	住所	電話番号
三木市社会福祉協議会ヘルパーステーション	三木市大塚1丁目6-40	86-0888
ポイントアート	三木市志染町青山1丁目5-15	88-8812

## いどうしえん 移動支援（ガイドヘルプ）



### 1. サービスの内容

次のような外出をする時に、介助者（ヘルパー）が付き添います。

#### (1) 社会生活上必要不可欠な外出

- ① 事務手続き（公的機関を除く）の支援
- ② 本人同伴による個人の嗜好による買い物（衣類・雑貨・本・CDなど）
- ③ 地域生活に欠かせない行事（自治会など地域団体が実施する行事、祭り、会合など）
- ④ 医療機関への通院（突発的なもの）
- ⑤ 冠婚葬祭への出席、お見舞いなど

#### (2) 余暇活動等社会参加のための外出

- ① 自己啓発や教養を高める外出（講演会、博覧会、文化教養講座など）
- ② 体力の増強や健康の増進を図る外出
- ③ 生活の内容・質の充実・向上をする外出（レクリエーション、観劇など）  
ただし、行動内容や頻度が、社会一般常識から外れない範囲とします。

#### (3) 知的障害者（児）の療育や自立を目的とする外出

障害者（児）が家族以外の介護者と触れ合い、社会参加を進めることで、療育上の効果を高めることを目的とする外出

（例：散歩の付き添い、公園で一緒に遊ぶ、公共交通機関を使う練習など）。

なお、障害児では、通常は保護者がすべきと考えられる外出については対象外とします。

### 2. 対象者

次のいずれかの障害者手帳所持者であって、屋外での移動に全面的又は部分的な支援を必要とする方を対象とします。また、介護保険の対象となる方もこのサービスを利用できます。

#### (1) 身体障害者（児）

- ① 視覚障害（ただし、原則として「同行援護」で対応）  
屋外での移動に著しい制限がある重度の視覚障害者（身障手帳1級又は2級）
- ② 全身性障害  
両上肢及び両下肢の機能障害を有し、立位保持による歩行が困難なため、屋外の移動に車いすが必要な方（おおむね肢体不自由1級）

#### (2) 知的障害者（児）

療育手帳所持者で、市が必要と認めた方

#### (3) 精神障害者（児）

精神障害者保健福祉手帳所持者で、市が必要と認めた方

### 3. 移動手段

徒歩で移動するか、公共交通機関（バス・電車・タクシー）を利用してください。

ホームヘルパーの車に同乗することは、許可事業者を除いて法律で禁止されています。

### 4. 支援ができないもの

次のような介助には利用できません。

- ・ 通勤、営業活動といった経済活動を行う上での移動
- ・ 通年かつ長期にわたる通学や通所のための外出
- ・ プールの水中での介助

### 5. 受給者証の有効期限

受給者証の有効期限は最大1年間です。期限が近づいたら更新をしないと利用できなくなります。なお、期間内であっても、制度の変更により手続きが必要なことがあります。

### 6. 利用のしかた

- ① 下記を参考にヘルパー事業所を選び、説明を受けます。
- ② 事業所の方針に納得がいったら、「居宅生活支援事業受給者証」を提示し、契約します。

- ③ あらかじめ決めた時間にガイドヘルプサービスを利用します。
- ④ 翌月にまとめて事業者を利用料を支払います。

## 7. 支給時間（1か月に利用が可能な時間）

時間数は受給者証に記載しています。

やむを得ない事情により指定の時間を超えて利用したい場合は、事前に市にご相談ください。

市の承諾を得ずに時間を超えた場合は、超えた時間の費用が全額自己負担となります。

また、その月に利用がなくても、残りの時間を翌月以降に繰り越すことはできません。

## 8. サービス利用料金

次の金額を事業者を支払ってください（サービス提供額の1割を負担）。

1か月あたりの支払上限金額は、受給者証に記載しています。

受給者証の表示	30分未満	30分 ～1時間	1時間～ 1.5時間	1.5時間 ～ 2時間	2時間～ 2.5時間	2.5時間 ～ 3時間	以降
身体介護有り	256円	405円	589円	672円	755円	839円	30分ごとに 83円を加算
身体介護無し	105円	199円	278円	30分ごとに70円を加算			

\* 早朝(6:00～8:00)と夜間(18:00～22:00)は、上記の単価に1.25倍が加算されます。

\* 上記にかかわらず、市民税非課税世帯（障害者は本人及びその配偶者、障害児は保護者及びその配偶者の課税状況による）の方は、実費を除き、利用者負担は発生しません。

## 9. 事業者紹介

移動支援（ガイドヘルプ）を実施する主な事業者をご紹介します。

事業者名	住所	電話番号
三木市社会福祉協議会ヘルパーステーション	三木市大塚1丁目6-40	86-0888
ポリールイフケアサービス(有)	三木市緑が丘町東1丁目1-23	85-6797
ニチイケアセンター志染	三木市志染町西自由が丘1丁目254 ベルケン山下ビル1階	87-8785
ポイントアート	三木市志染町青山1丁目5-13	88-8812
(有)おかあさん	神戸市北区鈴蘭台南町2-10-6	86-8022 (転送されます)
ケアセンターあかり	西宮市山口町下山口5丁目3-6-201	078-904-1112
ケアサービスのぞみ	神戸市北区有野中町2丁目19-15	078-987-1860
ねくすと	三田市中内神427	079-567-2600
地域生活サポートハウスメーヴェ	神戸市西区伊川谷町有瀬976-1 ホワイト石塚110号	078-939-3050
タイヨウ	神戸市西区伊川谷町有瀬1050-1 3階	078-976-0880
へるぷさーびす博愛介護	加古川市加古川町大野266-1	079-456-0077
夢ぼけっと	神戸市中央区相生町2丁目2番8号 新神戸ビル東館44	078-341-8830
神鉄ケアサービスセンター三田	三田市ゆりのき台1丁目102番ウッディタウン中央駅内	079-553-1465
ケアセンター未来	神戸市西区秋葉台2丁目3-1	078-994-6336
コスモケア	神戸市中央区元町通4-6-17	078-382-4125
コミュニティ・ライフサポートいづみ	神戸市北区緑町2丁目1-47-3F	078-582-2294
居宅介護事業所エフ	神戸市北区有野中町1丁目3番8号	078-982-9597
ほっと介護・さかい	篠山市大野281番地	0795-52-0710
NPO法人ハート・ケア・ステーション	加古川市野口町古大内302-2-103	079-490-3118
ケアサービス西神	神戸市西区押部谷町福住502-1	078-995-1205
ケア21神戸西	神戸市西区池上4丁目15-1メゾン・ド・モンテアンD号室	078-977-0121
ケア21神戸北	神戸市北区鈴蘭台北町4丁目1-1	078-596-1321
ヴィータさくら	神戸市北区東大池1丁目18-18-205	078-981-5366



どうこうえんご  
同行援護（ガイドヘルプ）



## 1. サービスの内容

次のような外出をする時に、介助者（ヘルパー）が付き添い、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の外出する際の必要な援助を行います。

### (1) 社会生活上必要不可欠な外出

- ① 事務手続きの支援
- ② 本人同伴による買い物
- ③ 地域生活に欠かせない行事（自治会など地域団体が実施する行事、祭り、会合など）
- ④ 医療機関への通院
- ⑤ 冠婚葬祭への出席、お見舞いなど

### (2) 余暇活動等社会参加のための外出

- ① 自己啓発や教養を高める外出（講演会、博覧会、文化教養講座など）
- ② 体力の増強や健康の増進を図る外出
- ③ 生活の内容・質の充実・向上をする外出（レクリエーション、観劇など）  
ただし、行動内容や頻度が、社会一般常識から外れない範囲とします。

上記外出に伴う、外出先での代筆及び代読もサービスの提供内容に含まれます。

## 2. 対象者

視覚障害を事由として、身体障害者手帳を所持する方で、移動に著しい困難を有する障害者等で、市が必要と認めた方。

なお、身体介護を伴う場合を申請する際は、あらかじめ、障害支援区分認定を受け、区分2以上であることなど一定の条件を満たす必要があります。

## 3. 移動手段

徒歩で移動するか、公共交通機関（バス・電車・タクシー）を利用してください。  
ホームヘルパーの車に同乗することは、許可事業者を除いて法律で禁止されています。

## 4. 支援ができないもの

次のような介助には利用できません。

- ・ 通勤、営業活動といった経済活動を行う上での移動
- ・ 通年かつ長期にわたる通学や通所のための外出
- ・ プールの水中での介助
- ・ 不動産売買や株式投資などの財産に関することや、手術の同意書など命に関わるような内容にかかわる代筆

## 5. 受給者証の有効期限

受給者証の有効期限は最大1年間です。期限が近づいたら更新をしないと利用できなくなります。なお、期間内であっても、制度の変更により手続きが必要なことがあります。

## 6. 利用のしかた

- ① 下記を参考にヘルパー事業所を選び、説明を受けます。
- ② 事業所の方針に納得がいったら、「障害福祉サービス受給者証」を提示し、契約します。
- ③ あらかじめ決めた時間にガイドヘルプサービスを利用します。
- ④ 翌月にまとめて事業者を利用料を支払います。

## 7. 支給時間（1か月に利用が可能な時間）

時間数は受給者証に記載しています。

やむを得ない事情により指定の時間を超えて利用したい場合は、事前に市にご相談ください。  
市の承諾を得ずに時間を超えた場合は、超えた時間の費用が全額自己負担となります。  
また、その月に利用がなくても、残りの時間を翌月以降に繰り越すことはできません。

## 8. サービス利用料金

次の金額を事業者を支払ってください（サービス提供額の1割を負担）。

1か月あたりの支払上限金額は、受給者証に記載しています。

受給者証の表示	30分未満	30分～ 1時間	1時間～ 1.5時間	1.5時間～ 2時間	2時間～ 2.5時間	2.5時間 ～3時間	以降
身体介護有り	256円	405円	589円	672円	755円	839円	30分ごとに 83円を加算
身体介護無し	105円	199円	278円	30分ごとに70円を加算			

\* 早朝(6:00～8:00)と夜間(18:00～22:00)は、上記の単価に1.25倍が加算されます。

\* 上記にかかわらず、市民税非課税世帯（障害者は本人及びその配偶者、障害児は保護者及びその配偶者の課税状況による）の方は、実費を除き、利用者負担は発生しません。

## 9. 事業者紹介

同行援護（ガイドヘルプ）を実施する主な事業者をご紹介します。

事業者名	住所	電話番号
三木市社会福祉協議会ヘルパーステーション	三木市大塚1丁目6-40	86-0888
ニチイケアセンター志染	三木市志染町西自由が丘1丁目254	87-8785
ポイントアート	三木市志染町青山1丁目5-15	88-8812
ケアセンターあかり	西宮市山口町下山口5丁目3-6 西宮北グイルジ 201	078-904-0168
あしたばケアサポート	西宮市山口町下山口5丁目1-11-201	078-904-4423
株式会社ケアサービスのぞみ	神戸市北区有野中町2丁目21-7	078-987-1860
ケア21押部谷	神戸市西区押部谷町福住北山628-134	078-994-8921
地域生活サポートハウスメーヴェ	神戸市西区伊川谷町有瀬976-1	078-939-3050

にっちゅういちじしえんじぎょう  
〔日帰り〕日中一時支援事業

1. サービスの内容

介護者の疾病や、一時的な休息のため、施設において障害者（児）の活動を支援します。  
ただし、宿泊を伴わない一時預かりに限ります。

2. 対象者

身体障害者手帳、療育手帳を所持している方で、居宅生活支援事業受給者証の交付を受けている方のうち、障害支援区分が1以上（障害児についてはこれに相当する状態）の方。

3. 受給者証の有効期限

受給者証の有効期限は最大1年間です。期限が近づいたら更新をしないと利用ができなくなります。なお、期間内であっても、制度の変更により手続きが必要なことがあります。

4. 利用のしかた（受給者証の交付を受ければ、利用時に市に申し込む必要はありません）

- ① 裏面を参考に施設を選び、障害者（児）と介護者が施設を見学します。
- ② 施設の設備や方針に納得がいったら、あらかじめ契約を済ませておくとう便利です。
- ③ 利用する日が決まったら、施設に電話で予約します。
- ④ 利用日に「居宅生活支援事業受給者証」を提示し、日中を過ごします。
- ⑤ 利用が終わったら、施設に料金を支払います。

5. 支給日数

1か月に利用が可能な日数は受給者証に記載しています。  
やむを得ない事情により一時的に日数を超えて利用したい場合は、事前に市にご相談ください。  
市の承諾を得ずに日数を超えた場合は、超えた日数の費用が全額自己負担となります。  
また、その月に利用がなくても、残りの日数を翌月以降に繰り越すことはできません。

【日数の換算方法】

- ・ 4時間以下・・・1／4日
- ・ 4時間～8時間以下・・・2／4日
- ・ 8時間以上・・・3／4日

（例）16:00～20:00までを月に4回利用した場合・・・月に1日利用と計算します

6. 注意事項

施設入所支援、療養介護、共同生活援助の支給決定を受けている人については、原則として日中一時支援を支給できません。



## 7. サービス利用料金

次の金額（実際には数円の誤差が生じることがあります。）を施設に支払ってください（サービス提供額の1割を負担）。

1か月あたりの支払上限金額は、受給者証に記載しています。

利用者	障害支援区分	4時間未満	4時間以上 8時間未満	8時間以上
障害者 (18歳以上)	区分 6	223円	446円	669円
	区分 5	189円	379円	568円
	区分 4	156円	313円	469円
	区分 3	140円	281円	422円
	区分 2	123円	246円	369円
	区分 1			
障害児 (18歳未満)	区分 3	189円	379円	568円
	区分 2	148円	297円	446円
	区分 1	123円	246円	369円
加算	食事提供体制加算	日額 30円	市民税の課税状況による	
	重度障害者支援加算	日額 50円	対象者は受給者証に記載	
	送迎加算	片道 186円	送迎を実施した場合	

\* この金額以外に、食費、光熱水費、活動費、その他実費が必要です。

\* 上記にかかわらず、市民税非課税世帯（障害者は本人及びその配偶者、障害児は保護者及びその配偶者の課税状況による）の方は、実費を除き、利用者負担は発生しません。

\* 加算については、対象者や利用する事業所により生じる場合があります。

## 8. 施設の紹介

日中一時支援を実施する主な事業者を紹介します。

施設名	住所	電話番号	主な受入対象者
はばたきの丘	三木市志染町青山1丁目25	68-9005	知的・身体障害者(児)
三木精愛園	三木市緑が丘町本町2丁目3	85-8791	知的障害者(児)
こもれび	三木市大村200	82-1132	精神障害者
ポイントアート青山	三木市志染町青山1丁目5-15	88-8839	知的・身体障害者(児) 精神障害者
はなまる	三木市別所町近藤186-23	88-8700	知的・身体障害者(児) 精神障害者
小野起生園	小野市新部町1丁目通1320	66-6121	知的・身体障害者(児)
さわらび学園	神戸市西区神出町南619番地19	078-965-2387	知的障害児
あゆみの里	神戸市西区神出町宝勢858-1	078-965-2360	知的障害者(児)
ライフセンター神戸	神戸市西区神出町勝成16-8	078-965-3883	知的障害者
タイヨウ	神戸市西区伊川谷町有瀬1050-1-3階	078-976-0880	知的・身体障害者(児) 精神障害者
希望の郷	加西市野条町86-93	0790-48-2521	知的障害者(児)
沢谷荘	三田市沢谷556	079-567-2030	知的障害者(児)
医療福祉センターのぎく	多可町中区牧野字国木谷183-1	0795-32-3246	重症心身障害者(児)
兵庫青野原病院	小野市南青野	66-2233	
へるぷさーびす博愛介護	加古川市加古川町大野266-1	079-456-0077	知的・身体障害者(児) 精神障害者
ハピネスさつま	加古川市志方町大沢847-35	079-453-1177	知的障害者(児)
よろこび荘	神戸市北区有野中町2丁目5-33	078-981-7271	知的障害者
あかりの家	高砂市北浜町北脇504-1	079-254-3292	知的障害者(児)
なごみの里	神戸市西区神出町宝勢859-1	078-965-0137	知的・身体障害者

せいかつかいご  
生活介護

## 1. サービスの内容

障害者支援施設において、日中に次のサービスを行います。

- ・入浴、排せつ、食事等の介護
- ・創作的活動又は生産活動の機会の提供
- ・生活に関する相談及び助言
- ・その他身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助

## 2. 対象者

地域や施設において安定した生活を営むために、常時の介護が必要な重度、中度障害者が対象です。

18歳未満の方と学校在学中の方は、原則として利用できません。

また、支給決定をうけるには、以下のとおり、障害支援区分認定を受ける必要があります。

[在宅]障害支援区分3以上（50歳以上の方は区分2以上）

[入所]障害支援区分4以上（50歳以上の方は区分3以上）

## 3. 支給日数

1か月あたりの支給日数は、受給者証に記載しています。

指定された日数を超えて利用したい場合は、事前に市にご相談ください。

市の承諾を得ずに日数を超過した場合は、超えた日数にかかる費用の全額を自己負担していただきますので、ご注意ください。

## 4. サービス利用料金

利用者の状況や、施設の設備によって利用料金は異なります。

利用前に施設にご確認ください。

なお、一定所得以下の世帯には、食事提供体制加算（食事代の補助）を認定します。

## 5. 施設入所者について

施設に入所する方には、施設での夜間支援として「施設入所支援」のサービスを併せて決定します。



## 6. サービス利用料金 (サービス提供額の1割を負担)

利用者の状況や、施設の設備によって利用料は異なっています。  
利用前に施設にご確認ください。

- \* 受給者証6ページに記載している「食事提供体制加算」の該当者は、施設での食費の一部が軽減されます。
- \* 上記にかかわらず、市民税非課税世帯（障害者は本人及びその配偶者、障害児は保護者及びその配偶者の課税状況による）の方は、実費を除き、利用者負担は発生しません。

## 7. 施設の紹介

三木市近隣の主な施設をご紹介します。

この表の施設以外でも、指定事業者であれば利用することができます。

施設名	住所	電話番号	主な受入対象者
はばたきの丘	三木市志染町青山1丁目25	68-9005	身体・知的・精神障害者
三木精愛園 <sup>せいあいえん</sup>	三木市緑が丘町本町2丁目3	85-8791	知的障害者
三木光司園 <sup>こうじえん</sup>	三木市別所町小林字仕負谷118-111	83-3181	知的・精神障害者
はなまる	三木市別所町近藤186-23	88-8700	身体・知的・精神障害者
ライフセンター神戸	神戸市西区神出町勝成16-8	078-965-3883	知的障害者
なごみの里	神戸市西区神出町859-1	078-965-0137	身体・知的障害者
デイサービスセンター志染	三木市志染町井上744-1	87-2626	身体障害者
デイサービスセンターひまわり	三木市緑が丘町西4丁目48	84-2110	
デイサービスセンター三木南	三木市福井3丁目3-12	86-1010	
デイサービスセンター三木東	三木市君が峰町3-38	86-1717	
デイサービスセンター三木北	三木市加佐577	86-1020	
デイサービスセンター自由が丘	三木市志染町吉田1241-13	87-1822	
デイサービスセンター口吉川	三木市口吉川町殿畑144	88-2626	
デイサービスセンター細川	三木市細川町豊地1230	68-9200	
しゅうらく苑 <sup>しゅうらくえん</sup> デイサービスセンター	三木市別所町興治142	83-6767	
小野起生園	小野市新部町1丁目通1320	66-6121	
ライフガーデン加古川	加古川市八幡町上西条1355	079-438-3317	
ナーシングピア加西	加西市国正町1402-1	0790-45-0688	

基準該当生活介護

## しゅうろうけいぞくしえんえーがた 就労継続支援A型（雇用型）

### 1. サービスの内容

企業に雇用されることが困難な障害者に対して、雇用契約を結んで就労の機会を提供するとともに、生産活動を通じて一般就労に必要な知識及び能力の向上を図り、一般就労に向けて支援します。

労働基準法が適用されます。従来の福祉工場に相当するサービスです。

### 2. 対象者

企業での就労が困難な者で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の者。障害支援区分の認定は必要ありません。（利用開始時に 65 歳未満）

具体的には、下記のような方があげられます。

- ① 就労移行支援事業を利用したが、雇用に結びつかなかった者
- ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、雇用に結びつかなかった者
- ③ 就労経験のある者で、現に雇用関係がない者

### 3. 支給日数

1 か月あたりの支給日数は、受給者証に記載しています。

指定された日数を超えて利用したい場合は、事前に市にご相談ください。

市の承諾を得ずに日数を超過した場合は、超えた日数にかかる費用の全額を自己負担していただきますので、ご注意ください。

### 4. サービス利用料金

利用者の状況や、施設の設備によって利用料金は異なります。

利用前に施設にご確認ください。

なお、一定所得以下の世帯には、食事提供体制加算（食事代の補助）を認定します。

### 5. 施設の紹介

三木市近隣の主な施設をご紹介します。

この表の施設以外でも、指定事業者であれば利用することができます。

施設名	住所	電話番号	主な受入対象者
ウェルフェアーマほろば	三木市別所町小林字仕負谷 118-41	82-9457	知的障害者
やさしいつながり	三木市志染町広野 8-7-2	60-4241	身体・知的・精神障害者
小野福祉工場	小野市新部町 1 丁通 1320	66-6561	身体障害者



しゅうろうけいぞくしえんぴーがた  
就労継続支援B型

## 1. サービスの内容

企業に雇用されることが困難な障害者に対して、生産活動を通じて一般就労に必要な知識及び能力の向上を図り、一般就労に向けて支援します。

## 2. 対象者

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。

具体的には、下記のような方があげられます。

- ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
  - ② 就労移行支援事業を利用した結果、B型の利用が適当と判断された者
  - ③ ①、②に該当しない者であって、50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者
  - ④ 障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者
- ※ 上記の①～④に該当されない方は就労移行支援事業所での3日間のアセスメントを受けていただく必要があります。

## 3. 支給日数

1か月あたりの支給日数は、受給者証に記載しています。

指定された日数を超えて利用したい場合は、事前に市にご相談ください。

市の承諾を得ずに日数を超過した場合は、超えた日数にかかる費用の全額を自己負担していただきますので、ご注意ください。

## 4. サービス利用料金

利用者の状況や、施設の設備によって利用料金は異なります。

利用前に施設にご確認ください。

なお、一定所得以下の世帯には、食事提供体制加算（食事代の補助）を認定します。

## 5. 施設の紹介

三木市内の主な施設をご紹介します。

この表の施設以外でも、指定事業者であれば利用することができます。

施設名	住所	電話番号	主な受入対象者
三木光司園	三木市別所町小林字仕負谷118-111	83-3181	知的障害者
ざくろ	三木市緑が丘町中1丁目8-44	84-2770	知的障害者
はばたきの丘	三木市志染町青山1丁目25	68-9005	身体・知的・精神障害者
やすらぎ工房	三木市志染町青山1丁目26	85-9990	精神障害者
こもれび	三木市大村字北山1074-190	82-1132	精神障害者
レクリエイト	三木市緑が丘町東4丁目3-1	70-8812	身体・知的・精神障害者



しゅうろういこうしえん  
就労移行支援

1. サービスの内容

就労を希望する 65 歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。

2. 対象者

- ① 就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な 65 歳未満の者
- ② あんまマッサージ指圧免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する者

3. 支給日数

1 か月あたりの支給日数は、受給者証に記載しています。

指定された日数を超えて利用したい場合は、事前に市にご相談ください。

市の承諾を得ずに日数を超過した場合は、超えた日数にかかる費用の全額を自己負担していただきますので、ご注意ください。

4. サービス利用料金

利用者の状況や、施設の設備によって利用料金は異なります。

利用前に施設にご確認ください。

なお、一定所得以下の世帯には、食事提供体制加算（食事代の補助）を認定します。

5. 標準利用期間について

このサービスには利用可能な期間制限があります。（標準利用期間）

標準利用期間は利用開始から 2 年間です。

障害支援区分認定審査会で審査の上、必要性が認められれば、最大 1 年間の延長が可能です。

6. 施設の紹介

三木市近隣の主な施設をご紹介します。

この表の施設以外でも、指定事業者であれば利用することができます。

施設名	住所	電話番号	主な受入対象者
三木精愛園	三木市緑が丘町本町 2 丁目 3	85-8791	知的障害者
母屋	神戸市西区神出町勝成字猪谷 106-38	078-965-3552	知的障害者
小野起生園	小野市新部町 1 丁目通 1320	66-6121	身体・知的障害者

じりつくんれん きのうくんれん  
**自立訓練（機能訓練）**

**1. サービスの内容**

身体障害を有する障害者につき、障害者支援施設等において、もしくは当該障害者の自宅を訪問して理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うとともに、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

**2. 対象者**

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者が対象となります。

具体的には下記のような方が対象となります。

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者
- ② 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者

**3. 支給日数**

1か月あたりの支給日数は、受給者証に記載しています。

指定された日数を超過して利用したい場合は、事前に市にご相談ください。

市の承諾を得ずに日数を超過した場合は、超えた日数にかかる費用の全額を自己負担していただきますので、ご注意ください。

**4. サービス利用料金**

利用者の状況や、施設の設備によって利用料金は異なります。

利用前に施設にご確認ください。

なお、一定所得以下の世帯には、食事提供体制加算（食事代の補助）を認定します。

**5. 標準利用期間について**

このサービスには利用可能な期間制限があります。（標準利用期間）

標準利用期間は利用開始から1年6ヶ月間です。

障害支援区分認定審査会で審査の上、必要性が認められれば、最大1年間の延長が可能です。

**6. 施設の紹介**

三木市近隣の主な施設をご紹介します。

この表の施設以外でも、指定事業者であれば利用することができます。

施設名	住所	電話番号	主な受入対象者
はばたきの丘	三木市志染町青山1丁目25	68-9005	身体障害者
自立生活訓練センター	神戸市西区曙町1070	078-927-2727	身体障害者

じりつくんれん    せいかつくんれん  
**自立訓練（生活訓練）**

**1. サービスの内容**

知的障害又は精神障害を有する障害者につき、障害者支援施設等において、または障害者の自宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した生活を営むために必要な訓練を行います。また、併せて生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

**2. 対象者**

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者が対象となります。

具体的には下記のような方が対象となります。

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者
- ② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者

**3. 支給日数**

1か月あたりの支給日数は、受給者証に記載しています。

指定された日数を超えて利用したい場合は、事前に市にご相談ください。

市の承諾を得ずに日数を超過した場合は、超えた日数にかかる費用の全額を自己負担していただきますので、ご注意ください。

**4. サービス利用料金**

利用者の状況や、施設の設備によって利用料金は異なります。

利用前に施設にご確認ください。

なお、一定所得以下の世帯には、食事提供体制加算（食事代の補助）を認定します。

**5. 標準利用期間について**

このサービスには利用可能な期間制限があります。（標準利用期間）

標準利用期間は利用開始から2年間です。

障害支援区分認定審査会で審査の上、必要性が認められれば、最大1年間の延長が可能です。

**6. 施設の紹介**

三木市近隣の主な施設をご紹介します。

この表の施設以外でも、指定事業者であれば利用することができます。

施設名	住所	電話番号	主な受入対象者
三木精愛園	三木市緑が丘町本町2丁目3	85-8791	知的障害者
はばたきの丘	三木市志染町青山1丁目25	68-9005	知的・精神障害者
障害者支援センターてらだ	加古川市平岡町新在家2509-1	079-424-3211	精神障害者
ライフガーデン加古川	加古川市八幡町上西条1355	079-438-3317	知的障害者

**1. サービスの内容**

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

医療型児童発達支援については、上記に加え治療を行います。

**2. 対象者**

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児が対象となります。

具体的には次のような例が挙げられます。

- ① 市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童
- ② 保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童

**3. 支給日数**

1か月あたりの支給日数は、受給者証に記載しています。

指定された日数を超えて利用したい場合は、事前に市にご相談ください。

市の承諾を得ずに日数を超過した場合は、超えた日数にかかる費用の全額を自己負担していただきますので、ご注意ください。

**4. サービス利用料金**

利用者の状況や、施設の設備によって利用料金は異なります。

利用前に施設にご確認ください。

なお、一定所得以下の世帯には、食事提供体制加算（食事代の補助）を認定します。

**5. 施設の紹介**

三木市近隣の主な施設をご紹介します。

この表の施設以外でも、指定事業者であれば利用することができます。

施設名	住所	電話番号	備考
にこにこハウス医療福祉センター	神戸市北区山田町下谷上 字中一里山 14-1（しあわせの村内）	078-743-2525	
加古川市立こども療育センター	加古川市志方町原 604-1	079-452-2511	医療型
明石市立ゆりかご園	明石市大久保町大窪 2752	078-918-5574	医療型
なゆた	加西市北条町古坂 1072-14	0790-43-3895	
かがやき三田	三田市下井沢 142	079-567-2430	
ぞうさんの足音	三田市すずかけ台 1 丁目 12 番地 田場小児科医院内	079-564-7785	
こども発達支援センターにじいろ	三木市加佐 62-1	82-4165	

ほうかごとう  
放課後等デイサービス

1. サービスの内容

放課後又は学校休業日に、日常生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

2. 対象者

学校教育法第 1 条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児

3. 支給日数

1 か月あたりの支給日数は、受給者証に記載しています。

指定された日数を超えて利用したい場合は、事前に市にご相談ください。

市の承諾を得ずに日数を超過した場合は、超えた日数にかかる費用の全額を自己負担していただきますので、ご注意ください。

4. サービス利用料金

利用者の状況や、施設の設備によって利用料金は異なります。

利用前に施設にご確認ください。

5. 施設の紹介

三木市近隣の主な施設をご紹介します。

この表の施設以外でも、指定事業者であれば利用することができます。

施設名	住所	電話番号
あふえっと	三木市緑が丘町本町 1 丁目 137 三木グリーン ハイツ 102・103	0794-73-8671
にこにこハウス医療福祉センター	神戸市北区山田町下谷上字中一里山 14-1 (しあわせの村内)	078-743-2525
かがやき三田	三田市下井沢 142	079-567-2430
こども発達支援センターにじいろ	三木市加佐 62-1	82-4165

## 計画相談支援・障害児相談支援

### 1. サービスの内容

障害福祉サービスまたは障害児通所支援を利用する方に対して、相談支援事業者の相談支援専門員が次の各サービスを提供します。

#### 【サービス利用支援】

- ・支給決定の前または支給決定の変更前に、サービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）を作成する。
- ・支給決定の後または支給決定の変更後に、サービス事業者等と連絡調整し、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）を作成する。

#### 【継続サービス利用支援】

- ・定められた期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う。
- ・サービス事業者等との連絡調整、支給決定または支給決定の変更に係る申請勧奨を行う。

※相談支援専門員とは、介護保険制度における介護支援専門員（ケアマネージャー）に相当するものです。

### 2. 対象者

#### 【原則】

障害福祉サービス（障害児通所支援）を利用するすべての方が対象となります。

#### 【例外】

- ① サービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）を自ら作成する方（セルフプラン作成者）は除きます。
- ② 平成27年3月までは経過措置があり、計画相談支援・障害児相談支援を利用しないこともできます。
- ③ 介護保険制度のサービスを利用する場合については、障害福祉サービス固有のものと認められる行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等の利用を希望する者であって、本市が必要と認めた場合に限りです。

### 3. サービス利用料金

計画相談支援・障害児相談支援利用に係る料金は無料です。

ただし、ホームヘルプや施設への通所・入所、グループホーム等への入居に係るサービスについては、利用者等の所得状況に応じて、利用者負担が必要です。



#### 4. 相談支援事業者の紹介

三木市近隣の相談支援事業者です。

ここに掲載されている以外の市外の事業者であっても、ご利用は可能です。

事業所名	所在地	電話番号	対象者(原則)			
			身体	知的	精神	福祉法 児童
あふい居宅介護支援事業所	三木市大村字北山 200	82-2726			○	
和(なごみ) ※社会福祉法人まほろば運営	三木市別所町小林字仕負谷 118-41	82-9457		○	○	○※
三木精愛園相談支援事業所	三木市緑が丘町本町 2 丁目 3	85-8791		○※		
ポイントアート	三木市志染町青山1丁目 5-13	88-8812	○	○	○	○
ポリーライフケアサービスクレ丘営業所	三木市緑が丘町東1丁目 1-23	85-6797	○	○	○	○
「ねくすと」	三田市沢谷 1296-1	079-567-7530	○	○	○	○

※三木精愛園相談支援事業所については、18歳以上の方のみ利用可能です。

※和(なごみ)の障害児相談支援(児童福祉法分)については、身体障害児は対応不可です。

#### 【参考】

サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案のサンプルです。

利用者の方や保護者の方のご要望を取り入れ、それを実現するために下記のような計画を作成します。

サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案

利用者氏名(児童氏名)	三木 太郎	障害程度区分	区分4	相談支援事業者名	〇〇相談支援事業所		
障害福祉サービス受給者証番号		通所受給者証番号		計画作成担当者			
計画案作成日	平成〇〇年〇月〇日	モニタリング期間	3か月間は毎月、以後は6か月毎	利用者同意署名欄	三木 太郎 印		
利用者及びその家族の生活に対する意向(希望する生活)	〇〇は、職員さんがよくしてくれるので、毎日楽しい。これからも引き続き〇〇に通いたい。(本人) 毎日、〇〇に元気に通ってほしい。また、私の調子が悪いときに、どこかの施設に泊まりで預かってほしい。(母親)						
総合的な援助の方針	必要な介護・支援の提供に併せて、余暇の充実を図り充実した生活を送れるようにする。						
長期目標	疾患の進行に合わせて適切な支援を提供する。						
短期目標	日常生活の中での楽しみを増やす。						
優先順位	解決すべき課題(本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等種類・内容・量(頻度・時間)	課題解決のための本人の役割	評価時期	その他留意事項
1	〇〇に毎日元気に通う。	障害特性に配慮した人的・物的環境にて必要な介護を提供する。	1年	生活介護 当該月の日数-8日	薬を飲んで、夜は早く休んで、からだところの調子を鑑みる。	6か月	
2	母の調子の悪いときに泊まりがけで預かってほしい。	母や家族の介護負担を軽減する。	1年	短期入所 7日/月	-	6か月	
3							
4							